

国勢調査以前の人口(その3)

享保以後の人口調査

徳川時代の全国調査は、8代将軍吉宗の享保6年(1721)に始めて実行された。以来6年毎に行われたことは周知のとおりである。この調査を行なうための幕府の公的記録は、若干の制令を除けば皆無にひとしいので、どのような目的で、どのような方針、方法で行なわれたかははつきりとわからない。また、調査の結果も幕府から正式に発表されたことはなかつた。

(1) 認査の目的

享保6年の第1回調査には、特別の目的、動機があつたかはわからないが、吉宗は昔の「子午造籍」の制度を復興する意思をもち、たまたま享保5年が子年であつたので、同年より実行しようと考えた。この年には準備が完了できず、翌6年に延期したという説もある。しかし、これが直接の動機であつたかは疑問の点もある。そうであるとすれば、貢祖のもとである土地の再検との関連で人口調査を行なつたとも考えられる。また、人口調査の基礎となつた享保6年6月21日の制令の趣旨からもうかがわれる。

「諸国領地村々、田畑町歩、郡切に書記、所百姓町入社人男女僧尼等、其外之者に至る迄、人数都合領分限に書付、可被差出候」

この布令によれば、第一回の調査は、田畑面積の調査が主で、人口調査は従であつたともみられる。少なくとも両調査は並行で調査が行なわれたものである。幕府はこれより以前、寛永20年(1643)以来、直轄領に対して、代官に支配地の人口数を書き上げさせている。又諸侯に対しては宗門改を励行し、人別改をも実行させている。

もし人口のみを上申させる目的であるならば、前記の布令でなく、人口数を上申させる布令でよかつたと思われる。それが前記のように土地面積の上申に付帶し、あるいは並行して実施されたことは、検地の再検であるようにも思われる。

吉宗は、政治方面のみでなく、財政経済の面についても種々改革を実施しているが、その中でも耕地の再検は有名である。この検地の目的は、幕府および諸藩の財政窮乏の打開策として一貢祖の微増なしには考えられない。多分この事は吉宗の胸中には将軍直下の時からあつたものと考えられ、これが実行に移され、享保11年(1726)には新たに「検地条目」が制定された。その準備として、享保6年の耕地面積および人口書上書を作らせたものとも考えられる。当時における土地と人口とは、税制上にも、実生活においても、不可分の関係にあつたから、土地を再検するためには、まず人口の状態を知ろうとしたと考えられるのである。享保11年の布令には「此度は田畑町歩被書出候に不及」として、「単に人数ばかり書付け」て出せばよいとしたのは、前記「検地条目」を実施したため、両方の調査の必要なくなつたためと考えてもよい。享保6年の人口調査は、幕府の施政、上の参考ともなり、各藩に社会的経済的な実力を知る材料ともなつたので、以後6年毎に調査を反復することとなつたものであろう。また、田畑の町歩、石高等は短期間に異動することも少なく、また人心にあたる影響をも考えて定期的に行なうことがなかつた。(其後全国的に土地の再検ではないが、石高の調べは百余年を経た天保年間のことである。)

(2) 調査の方法

享保6年の調査は、改めて調査し提出するのか、過去の

ものを提出してよいものなのか布令の文面から明らかでない点もあつたので、6月の布令でこれを補足している。

「百姓町人社人僧尼等、其外之者共迄総人数書出候に付、是之此度被改候には不及候。其所々相知れ有之候帳面之人数可被書出候。（以下略）」

「人数之儀去年分成共、当年分成共、委しく相知れ候人数高認め可被差出候。在候はば何之年之人数高に候との儀、可被書載候。且又何才以上認候と申訳書加へ、可被差出候。但奉公人所又者書出に不及候旨相達候は勿論武家方計の儀に候。（略）」

享保6年の調査は当年の人口でも、去年の人口でも調査したものがあれば、よかつたとしている。享保6年の人口として集計された人口は必ずしも当年の人口のみではなかつたといえる。

享保11年の人口は、明らかに当年に調査をし、其の結果を報告させたものであり、其後は特別な布令がなくとも6年毎（子年と午年）には人別調をするよう指示している。その布令は、次のようである。

「去丑年被仰出候通、諸国領地之百姓町人社人僧尼等、其外之者共迄不残今年相改、惣人数改帳に書記し、領分限りに可差出候、此度田畑町歩被書出候に不及候。人数計書付、当4月より霜月迄之内勝手次第可被差出候。尤何月改、何才已上認めと申訳書加へ可被申候。且又武家方之奉公人又者等は被書出候に不及候事
「向後は相触候に不及、子年と午年令年之通可被心得事。」

また、其後の布令をみても、調査の年は一定しているが、調査月は一定していない。現在の国勢調査のように、調査票を配付し、特定の日時の現況を所定欄に記入したものを収集集計したものは異なり、宗門改帳または宗門人別帳に記載された当該年の村別人口を、郡毎に藩毎に集計し、その領内総人口を提出したものである。その性格は「現在人口」「常住人口」ではなく、「現住本籍人口」とでも呼ぶものであつた。

(3) 調査の範囲と容体

これらの人口調査は、全国の人口をもう羅したものでないことは前記の布令などからもうかがれる。調査の地理的範囲、身分の関係、年令などに夫々例外をみとめ、ま

たみとめられる点がある。

(イ) 地理的範囲

当時の調査は全国68国について行なわれた。この外、エゾ松前（北海道）にも行なわれたが、内地人のみで、土人については行なわれなかつた。天明年間以前は伊豆七島中八丈島を除き無租地であり、天明2年に初めて伊豆七島に役人を派遣し、耕地および貢租を定めたので、行なわれたとしてもそれ以後の事であらう。その他交通不便の島々などは調査から洩れたと思われる。幕府からの布令は直轄領および諸大名に対して出されたという事から、皇室御領地、公郷領に対しては洩れているのではないかと考えられる。

ロ 身分関係による除外

身分関係による除外は、布令では武士およびその家従に限られているが、公郷およびその家臣も除外されたのではないか。当時身分的に常民に伍せられなかつた一部の社会群があつたが、布令では「其之外之者に至る迄」（享保6年）、「其外之者共迄不残今年相改」（享保11年）と記されているので調査されたと思われる。一般に宗門改帳宗門人別帳の末尾に記載されており、人数も記入されているのが通例であつた。その他無籍のものも多かつた当時としてはこれは洩れているとみてもよい。

ハ 年令関係による除外

享保6年および11年の布令の規定では単に「何才以上認め云々」と書き加えればよかつたので、年令は各藩の自由で制限がなかつた。寛延3年（1750）および文化元年（1804）の布令では、「男女人数15才迄之内」は領主の方針で採否自由になつており、天明6年（1786）の規定では「5才迄之内」となつている。このように調査毎に年令区分が若干異なつている。調査の範囲や調査客体のとり方が同じであつても現在徳川時代の全国人口として伝わるものは日本全国総人口を示したものと信じてよい。また、年令を各調査期毎に変更することは調査技術上簡単にできるものではないから、各藩は「領主に而相改候格別」を以て、適当に集計提出したかも知れない。そうでなかつたならば、徳川末期120～130年の長期間毎回人口数には変動があつた筈であるが、異動を生じなかつたのは、其の調査方法が一貫していたためであらうか。
(県統計課 大録義行)

狭域統計の拡充を

最高裁判所統計課長 日野源四郎

今から4年ほど前、少年法の改正の問題が起きて世論をにぎわした。少年の凶悪な非行のふえ方などが目に余ったからである。現行の少年法では、20才に満たない者を少年としているが、これを18才まで引き下げたらどうだろうかと云うことである。次代の主役になる少年の問題であるから、もちろん賛否の議論が沸騰した。議論を裏付けるために統計がしばしば引用されたが同一の統計資料の使い方でもちのちの説も立つというようなことがあった。

統計のこんな性質を風刺した随筆がジュリストという法律雑誌に載った。NHK解説委員の村田氏がIMF（国際通貨基金）の統計専門学者を含めたインドネシア経済調査団との記者会見で……いつたい統計とは何ぞやということになって『統計とはビキニのようなものである』と答えた学者があつた。その心は、表面に表われるものにも興味があるが、その隠しているものにはさらに一段と興味を覚えるからだ』というのがある。

氏の随筆の真意は、統計というものは基準の立てかたが大変むずかしいもので、そこからしばしば統計のうそといったことが現われるから統計を見るにも、数字の慎重な吟味が必要であり、数字の裏にかくされたものを見透かす努力を払わなければいけないというような趣旨だつた。

統計を見る人が統計のできあがるまでのいろいろな制限を理解してくれるといいが、一般にはまだそこまでいつていない。その上、統計を使う人は、出来上つた統計を何とかそのまま使わざるをえない現状にある。だから統計の質が悪くなると多くの人が次第に統計を信用しなくなるという大変困つたことになりかねない。

統計は事実の反映ということで大変説得力があつた。いまは、コンピューターでやつたということで押しつけがきくという。しかしどんなに上等な手法で統計を使つても、もともになる統計が悪くては仕方がない。統計の質は、客体のつかみ具合、調査票のでき具合によりかかっている。ここをよくしない限り、統計はよくなる。昨今の官庁統計は質が落ちてきたという。その声がまことなら、早く何とかしなければならぬ。

統計の実地調査の仕事を多少でも魅力のあるものにするにはどのような手だてがあるだろうか。金力か権力か名誉か、どれも大切だがこれらにも限度があろう。

統計についての活動が身近な問題から遠いもののように思へは、いい統計調査をしようという気分が消極的に

なるのも無理はない。たしかに統計の数は多い。しかし苦勞して調査をしている統計の多くは国のものである。国の統計の主な目的は国策のためにあり、その基準も広域統計の目的にそうように、国全体のバランスの上で立てられている。これも調査の事項が多すぎるといふ声が高いが、それでも個別の狭域統計としてみれば隠れている部分が多くて地域の特徴は細く表われない。見たいと思ふものが見られないわけである。国の統計の成果は回り回つて地域社会の生活にもひびくことにならうが、これはなかなか分らない。しかし身近な問題をとりあげる地域統計の反応はより直接的だからこれを通して国の統計などのことにも親しみを感ずるようになりはしないだろうか。

ほほ19年も前のことだが、いまは亡きライス博士が第2回統計使節団の長として来日し、「日本の統計機構の在り方」という報告を残された。その中に次のような勧告がある。「市町村は府県以上に、市町村に特有な特殊の問題について情報を得る必要があるように思われる。これは例えば住宅街路拡張運輸地価 税額、公共事業、公共の安全、教育、リクリエーション及び犯罪などの諸問題についてのデータは市町村行政の副産物として集められる傾向がある。

しかし市町村の内部において、その分析と解説とは一つの部課で集中的に行ない。当該市町村の政策の樹立と適用のための道具として利用することが望ましい。」

統計は、「寄りしむべし」ではない民主的な風土の上ですこやかに育つという考えから、市町村の統計の発展を重視したわけである。

今、我々は情報化社会の入口に立つている。情報化社会では、企業などは、消費者の欲求に合わせて生産しなければ競争に勝てないという。行政においても同じであろう。住民から公平にえられる情報を、的確に整理分析し、将来の計画にも役立つことがいよいよ増大するものと思われる。情報が公報のような形ででも広く活発に解放されると、人々は社会的見地から行動するようになるだろう。情報はおもに対話によつてえられる。偏よらない情報をえる方法には、長い間の統計調査の経験から得た調査の技法が生かされねばならない。

広域行政のかけ声の高い昨今に逆行するようだが、住民不在になつては元も子もなくなるであろう。激動する経済社会の中で地域生活を維持改善する用具としての狭域統計の充実が切に望まれる。